

【情報提供】

あまりにひどい内閣の答弁書

～辺野古・大浦湾に関するラムサール条約事務局からの書簡に関して～

先の第187回国会では「ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問主意書」（福島みずほ参議院議員）が提出され、これに対する内閣の答弁書が公開されている。

参議院ホームページ <http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/187/meisai/m187079.htm>

この質問主意書（添付1）は、要約すると以下のような内容である。

1. 政府は、ラムサール条約事務局からの書簡をどう評価し、どう対応するのか。
2. 辺野古・大浦湾沿岸域を「国際的に重要な湿地」と認識しているか。
3. 愛知ターゲット目標10に基づき、同沿岸域のサンゴ礁、海草藻場の保全をどうするか。

これに対する答弁書（添付2）は、要約すると次のようなものである。

1. 1と3については、環境影響評価に基づき保全措置を講じる。
2. 2については「辺野古・大浦湾沿岸域」の範囲が明らかでないので答えられない。

この答弁書は、閣議決定を経て内閣総理大臣名で出されたものであるが、上記のように、質問に対して正面から回答していない。1については、評価も対応の仕方も答えていないし、2にいたっては、理由にならない屁理屈で回答を拒否している。

今の内閣は、行政権の最高執行機関でありながら、このように無内容で、あまりにひどい答弁書を出している。これは、国会議員のみならず国民をも愚弄するものであり、また、内閣自ら、その程度の低さを露呈していると言える。

11月に、環境・人権・平和に係わる17団体が、共同声明「ラムサール条約にもとづく辺野古・大浦湾沿岸域の保全について」（添付3）を出しているが、今回の答弁書は、恥ずかしくてラムサール条約事務局に伝えられるものではない。

報道関係者の皆さまには、このような「あまりにひどい内閣の答弁書」について取材され、問題点を明らかにし、報道されるようお願い致します。

この件に関する問い合わせ

花輪伸一（NPO法人ラムサール・ネットワーク日本） 090-2452-8555 hanawashinichi2@mbn.nifty.com

添付 1

質問第七九号

ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七四条によって提出する。

平成 26 年 11 月 17 日

福島みずほ

参議院議長 山崎正昭 殿

ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問主意書

ラムサール条約事務局（以下「条約事務局」という。）は、2014 年 10 月 29 日付けで環境省自然環境局野生生物課長宛に書簡（以下「本件書簡」という。）を送付している。本件書簡で、条約事務局は、辺野古沖での米軍基地建設に関して、環境アセスメント、ミティゲーション、建設工事と基地の運用によるダメージの修復などについて情報を求めている。

条約事務局は、我が国等のラムサール条約締約国が同条約を履行するために設置された機関であり、条約で課せられた義務を締約国が実行するためのサポートを行う機能を持っている。そのため、同条約決議 X・1「ラムサール条約 2009-2015 戦略計画」（以下「戦略計画」という。）の戦略 2.7「その他の国際的に重要な湿地の保全」に基づいて情報提供依頼を行ったものであり、条約事務局の適正な任務と言える。したがって、締約国である我が国は、これに対して適切に対処する義務があると言える。本件書簡に関して、以下質問する。

一 政府は、本件書簡をどのように評価し、どのような対応を行うのか。条約に直接関わる環境省と外務省、米軍基地建設と環境アセスメントの事業者である防衛省の見解を明らかにされたい。

二 辺野古・大浦湾沿岸域は、ラムサール条約湿地としては登録されていないが、「日本の重要湿地 500」（環境省 2001 年、湿地名は、大浦湾および大浦川）及び「ラムサール条約湿地潜在候補地リスト」（環境省 2010 年、湿地名は、大浦川及び河口域）に記載されていることから、同条約の「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」（決議 IX・1 付属書 B）又は、それと同等のプロセスの国内での適用によって条約湿地の要件を満たしている「国際的に重要な湿地」である。戦略計画の戦略 2.7「その他の国際的に重要な湿地の管理」に基づき、本件書簡を送付したことから、条約事務局は右のように認識していることが分かる。政府は、辺野古・大浦湾沿岸域が「国際的に重要な湿地」であるという認識を有しているのか明らかにされたい。

三 本件書簡では、辺野古・大浦湾に生息する絶滅危惧種ジュゴンとその生息地の海草藻場及びサンゴ礁生態系への関心が示されている。さらに、本年 10 月に韓国で開催された生物多様性条約（CBD）第 12 回締約国会議（COP12）で公表された地球規模生物多様性概況第 4 版（GBO4）によれば、愛知ターゲットの目標 10（サンゴ礁などの脆弱な生態系への人為的影響の最小化）について、2015 年までの達成目標が満たされない可能性があることから、これらの脆弱な生態系保全のために必要な全ての措置が取られるように、日本政府に対する期待が示されている。文脈から、脆弱な生態系とは辺野古・大浦湾の海草藻場とサンゴ礁を指している。このような条約事務局からの期待に対して、政府はどのような対応をするのか示されたい。

右質問する。

添付 2

答弁書第七九号

内閣参質一八七第七九号

平成 26 年 11 月 25 日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院議員福島みずほ君提出ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の書簡は、名護市大浦湾の辺野古地区沖における埋立事業に関し、環境影響評価の実施状況等について、情報提供を求めるものである。

当該埋立事業については、事業者である防衛省沖縄防衛局において、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に基づく環境影響評価手続を終了し、当該環境影響評価に基づき、環境保全措置を講じていくこととしている。

二について

御指摘の「辺野古・大浦湾沿岸域」の範囲が必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

添付 3

2014 年 11 月 25 日

共同声明

ラムサール条約にもとづく辺野古・大浦湾沿岸域の保全について

ラムサール・ネットワーク日本、(公財)日本自然保護協会、(公財)日本野鳥の会、WWF ジャパン、国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン、国連生物多様性の 10 年市民ネットワーク、沖縄・生物多様性市民ネットワーク、沖縄環境ネットワーク、ヘリ基地いらない二見以北十区の会、北限のジュゴン調査チーム・ザン、ジュゴンネットワーク沖縄、ジュゴン保護キャンペーンセンター、沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団、ヘリ基地反対協議会、沖縄平和市民連絡会、沖縄のための日米市民ネットワーク (JUCON)、日本環境法律家連盟

要 約

私たちは、この共同声明によって、以下のことを政府に要請する。

1. 辺野古・大浦湾沿岸域への米軍基地建設による環境影響とその対策について、政府は、ラムサール条約事務局からの情報提供依頼に対して誠意を持って回答すること。
2. 辺野古・大浦湾は、正式にラムサール条約湿地に登録されてはいないが、ラムサール戦略計画 2009-2015 にもとづく「国際的に重要な湿地」であると認めること。
3. 愛知ターゲット目標 10 にもとづき辺野古・大浦湾のサンゴ礁と海草藻場などの脆弱な生態系を保護すること。

本 文

11月1日の琉球新報および沖縄タイムスは、ラムサール条約事務局が、環境省に対し、米軍基地の建設計画が進行している辺野古・大浦湾について、サンゴ礁生態系や絶滅危惧種のジュゴンの保護に関する文書を送付し、環境影響評価や環境影響の低減措置、基地建設とその運用によりダメージを受ける陸域や沿岸域の修復などについて確認を求めていると報道している。

この報道をもとに、ラムサール・ネットワーク日本は、11月3～7日にカンボジアで開かれたラムサール条約 COP12 準備アジア地域会議の際に、同条約事務局にその詳細について問い合わせを行った。それによると、条約事務局は、名護市のホームページによって辺野古・大浦湾の状況を知り、この地域は環境省の「日本の重要湿地 500」（2001年）、「ラムサール条約湿地潜在候補地リスト」（2010年、172か所）に含まれていることから、同省に情報の提供を依頼し、その依頼文書のコピーを関係する名護市と沖縄県、国連ジュネーブ事務局の日米政府関係者へも送付したとのことである。

また、この文書送付は、ラムサール条約4条1項で「各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地および水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行なう」とされていること、および締約国はラムサール戦略計画 2009-2015（決議 X.1）を遵守する義務があり、その戦略 2.7「その他の国際的に重要な湿地の保全」において「まだ公式に条約湿地に指定されていないが、条約の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン（決議 X-1 付属書 B）または国内の同等のプロセスを通じて、条約湿地の要件を満たしている国際的に重要な湿地について、その適切な管理と賢明な利用が達成されている」という目標があることを根拠にしているとのことである。

さらに、事務局は、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類（VU）、環境省レッドリストでは絶滅危惧ⅠA類（CR）であり、生息数10頭程度という絶滅の危機に瀕している沖縄のジュゴンとその生息地の海草藻場の重要性について指摘している。また、世界中のサンゴ礁が未だに深刻な状況にあることも指摘し、10月に韓国で開催された第12回生物多様性条約締約国会議（CBD/COP12）で公表された「地球規模生物多様性概況第4版（GB04）」によれば、愛知ターゲットの目標10（サンゴ礁などの脆弱な生態系への人為的影響の最小化）について、2015年までの達成目標は満たされない可能性があることから、辺野古・大浦湾のサンゴ礁、海草藻場のような脆弱な生態系の保全に、日本政府が貢献することを強く期待している。

これらのことから、ラムサール条約事務局は、辺野古・大浦湾の沿岸域が同条約の定義による湿地に該当し（干潮時に水深6メートルを超えない海域、サンゴ礁、海草藻場などを含む）、登録されたラムサール条約湿地ではないが、条約第4条1項およびラムサール条約決議 X-1 戦略 2.7 にもとづいて「国際的に重要な湿地」と位置づけ、国内の湿地保護政策によりラムサール条約湿地と同様に保護対策が取られるべき地域と評価していると言える。

条約事務局は、締約国が条約を実施するために設置した機関であり、条約で課せられた義務を締約国が実行するためのサポートを行う機能を持っている。そのため、今回の文書では、基地建設についての評価はせず、中立的な立場で重要湿地への環境影響とその対策について情報収集を行っている。この情報収集は、条約事務局が、ラムサール条約にもとづいて条約湿地およびその他の国際的に重要な湿地を保護するために行う活動であり、その機能と任務を正当に果たしていると言える。

一方、辺野古・大浦湾沿岸では、埋め立てのためのボーリング調査が開始され、また、埋め立て土砂の運搬方法の変更や美謝川の流路の再変更による暗渠化など、埋め立て計画が環境アセスメント補正評価書の記述から大きく変更されることが報道されている。

自然保護団体によると、2014年5月から7月にかけて辺野古・大浦湾海域の埋立予定地内外において、ジュゴンの食痕がそれ以前と比較してはるかに多く確認され、採食場所として頻繁に利用するようになったが、8月以降の調査では確認されていないことから、7月に開始され現在まで行われているボーリング調査等によりジュゴンがこの海域を再び放棄した可能性が高いという。このように、環境アセスメント手続きの後にも、基地建設工事と関連し、新たな知見が得られていることは重要である。

辺野古・大浦湾のサンゴおよびサンゴ礁、海草藻場、絶滅のおそれの強いジュゴンなど、この海域の生物多様性保護は、IUCN（国際自然保護連合）による保全勧告と決議（2000年アンマン、2004年バンコク、2008年バルセロナ）が出され、第12回生物多様性条約会議（2014年韓国ピョンチャン）のサイドイベント「沖縄島と済州島での軍事基地建設による島の生物多様性に対する脅威」で取り上げられ、さらに今回のラムサール条約事務局の文書送付にみられるように、世界的な関心事となっている。また、国内においても、11月11日に、日本生態学会、日本ベントス学会、日本動物分類学会など19の学術団体が連名で、辺野古・大浦湾の生物多様性保護と基地建設の見直しを求める要望書を沖縄県知事、環境大臣、防衛大臣に提出するなど、保全を求める声が大きいのである。

以上のことから、日本政府は、ラムサール条約による義務を実行するために、条約に直接関わる環境省と外務省、基地建設と環境アセスメントの事業者である防衛省は、誠意を持って、正確な情報を条約事務局に提供することが、締約国として求められている。私たち環境・人権・平和に関わる団体も、日本政府が条約事務局へ誠実な回答を送ること、および、条約事務局が指摘しているように、辺野古・大浦湾は、正式にラムサール条約湿地に登録されていないが「国際的に重要な湿地」であると認めること、愛知ターゲット目標10にもとづき辺野古・大浦湾のサンゴ礁と海草藻場などの脆弱な生態系を保護することを要請する。

来年の2015年6月には、ウルグアイにおいて、第12回ラムサール条約締約国会議が開催される。その際に、これまで長期にわたり、国内的にも国際的にもラムサール条約に多大な貢献をしてきた日本政府が、辺野古・大浦湾に関する回答においても、埋め立てと軍事基地建設の撤回を含み、世界の湿地保全と賢明な利用、地球の生物多様性保護に大きく貢献する内容であったと高く評価されることを期待している。

以上

この件に関する問い合わせ先

花輪伸一 NPO法人ラムサール・ネットワーク日本 hanawashinichi2@mbn.nifty.com

安部真理子 (公財)日本自然保護協会 abe@nacsj.or.jp